

令和7年第8回野洲市教育委員会定例会 議事録

○日 時 令和7年6月25日
開会時刻 13時35分
閉会時刻 15時10分
○場 所 人権センター 研修室

○出席委員

教育長 北脇 泰久
委 員 本田 亘 委 員 瀬古 良勝
委 員 南出 久仁子 委 員 山崎 玲子

○出席者

教育部長	田中 明美
教育部政策監（幼稚園教育担当）	北田 一栄
教育部次長	川崎 小百合
教育部次長（学校教育担当）	小寺 岳正
こども課長	中野 良博
学務課参事	原嶋 亜紀
生涯学習課長	井狩 吉孝
生涯学習課参事	蜂屋 正雄
ふれあい教育相談センター所長	堀 圭一郎
学校給食センター所長	北田 岳宏
野洲図書館長	早田 ひとし
文化財保護課長	福永 清治
歴史民俗博物館長	大岡 哲也
人権施策推進課長	澤本 奈見子
学務課長（事務局）	荒川 貴之
学務課職員（事務局）	枝 瑞紀
守山野洲少年センター所長	北川 清司

令和7年6月25日

【北脇教育長】 皆さん、こんにちは。これより令和7年第8回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は4名でございます。定足数に達していますので会議は成立をしています。

次に、日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北脇教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第2、令和7年第7回定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北脇教育長】 ご異議ないようですので、第7回定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に、日程第3、令和7年第8回定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、南出委員と山崎委員を指名いたします。

次に、日程第4、教育長事務報告に移ります。

先月5月21日から6月24日までの事務報告について、別紙をご覧ください。

5月の後半は校長の人事面談や各学校への人事訪問を行いました。5月22日には、県の都市教育委員会、すみません、皆さん持たれているそのレジュメの中には、「都市教育長」となっていますが、「都市教育委員会」に修正をお願いします。滋賀県都市教育委員会連絡協議会でございます。申し訳ないです。その定期総会がありました。

また隔週ですけれども、土曜日、日曜日はやすりんピック障がい者スポーツ大会、お田植え祭り、デモンストレーションスポーツのスポーツ鬼ごっこ、そして地区別懇談会の説明会、さらには天保義民土川平兵衛顕彰会の総会、北村季吟追悼法要、先日は今井結子バレエスタジオ発表会など、地域や各団体の事業等に参加をさせていただきました。

5月29日には、念願でありましたALTのパトリックさんに来庁いただきました。そしてこれからまた教育委員さんとともに学校訪問させていただきますが、できることならば、その訪問の中で、パトリックさんが授業されている様子を見せていただこうと思っております。

6月5日に開会をされました令和7年第3回市議会定例会では、大変多くの一般質問が出されました。後ほどまた部長から内容とか答弁の趣旨なんかについて説明をしていただこうと思っております。

また、事務局の皆さんには毎回、短期間で答弁書や資料を作成、答弁協議に協力をいただいております。質問の多さというものが多くの議員とか市民の皆さんの教育への関心の高さだというふうには受け止めております。

また、今の本市の教育課題でもあるのではないかなという思いも持っていますので、課題解決に向けて一つずつ取り組んでまいりたいと思っております。

なお、この時期なんですけれども、全体を通して子どもたちも一定の人間関係ができて、行動範囲とか活動範囲も広がってきたのかなと思います。

ただ、同時に、昨年以上といいますか、例年以上に生徒指導とか、あるいは教育相談に係るような事案が多く発生をしています。その都度、学校と事務局、それから関係機関が連携をしながら、本当に夜遅くまで課題解決に向けて対応をいただいているということを申し添えさせていただこうと思います。本当に連日、ありがとうございます。

以上、簡単ですが、事務報告とさせていただきます。

では、今、報告させていただきましたけれども、何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に日程第5、報告事項に移ります。

まず、報告事項①、令和6年度守山野洲少年センター事業・活動報告について説明をお願いします。

では、北川所長をお願いします。

【北川守山野洲少年センター所長】 皆さん、こんにちは。守山野洲少年センターあすくる守山野洲の北川でございます。この3月末まで守山市の守山南中学校に勤務しておりました、役職定年ということで教育現場を退職して、4月1日付で前福井所長の後を引き続き着任いたしました。縁あって平成14年から5年間、中主中学校のほうにも勤務していたということで、野洲守山両市に関わる仕事をさせていただけるということで、非常に喜んでおります。どうぞよろしくお願いします。

着座にて失礼します。

では、資料に沿って昨年度の事業活動状況報告を行います。その後、今年度の取組方針を説明したいと思います。

まず、資料1ページから3ページをご覧ください。

あすくる守山野洲の支援状況ですが、昨年度は13歳から21歳まで21名の少年を支援し、それぞれに応じた支援プログラムを作成し、生活改善、自分探、就学支援、就労支援、家庭支援、延べ780回行いました。そのうち、就業等の目標達成による支援終了者が2名、卒所または転居によって支援中止が4名。今年度は継続支援15名となっています。

また、同時に保護者の相談、カウンセリング、面談という形で多く実施をしました。

ほとんどは守山野洲管内の少年ですが、高校生以上の年代になりますと、他市町から管内の高校に通う子どももいまして、他市町その他在住の子もいらしています。今年度はまだありません。

近年、守山市と野洲市のあすくる少年数はほぼ人口比に近い割合でしたけれども、ここ数年守山が多くなっています。

あすくる守山野洲では、学校訪問にも重点を置いています。管内の中学校には年間3回、管内高等学校はもとより、あすくる少年や連携の必要な少年の在籍校については、必要に応じて1回から3回の訪問を行い、情報共有と連携の強化を図り、個に応じた支援を進めるようにしています。

また、小学生は直接の対象ではありませんけれども、近年、非行の低年齢化も鑑み、管内の小学校には年間1回は訪問し、生徒指導上の課題を見だし、進学先中学校での情報共有等連携を行っています。いわゆる昔のやんちゃといいますか、そういう少年が減り、非行の

未然防止、不登校やひきこもり、虐待体験のある少年が増えてきているという状況があります。

私もこの2か月、この立場になって通所している子ともたちと接している中で、しゃべっていると小学校6年まで父親に殴られていたということが中学校に入って、今、中学校2年生なんですけれども、やっぱり学校で暴れると。そういうことも感じて、保護者と学校がしゃべる中で、父親の暴力がなくなったということで一たんは落ち着いておられるんですけれども、やっぱり幼少年期に虐待を受けている子どもについては、そういうことあるかなということで、今、抱えている少年もそうなんですけれども、10年、15年後のそういった少年にも目を向ける必要があるかなということを、また所員とともに今の事例も見ながら考えているところでございます。

小学校、中学校、高等学校との連携を強化することによって、情報共有等学校間を円滑につなぐ役割も担い、早期発見から長く丁寧な支援で非行や学校不適応に悩む地元の少年や保護者の力になりたいというふうに考えております。

もともとは非行少年対象の機関ではございますけれども、今は不登校が特に多いです。ひきこもり等含めて、まずは相談に乗って支援をし全力を尽くす姿勢を示しています。

また、令和6年10月に、野洲市在住であすく守山野洲までの通所が非常に困難な場合の場所について、この野洲市人権センターに野洲サテライトを開設しまして、昨年度は17回活用がありました。今年度も、そういう保護者に対して支援をとる場を考えております。

今日6月25日ですけれども、今日、私は行く前に、2時からここでうちの所員が懇談をするということを聞いておりますので、2時からそういう懇談があります。

では、4ページをご覧ください。街頭巡回活動については、少年補導員さんによるもので、センター職員によるものと延べ年間391回、総勢1445名で行いました。非行の未然防止や見守りの声かけを中心としております。出会う少年の数は大きく減ったというふうに聞いております。この4月、5月も私も2週間に1回、街頭補導したのですけれども、少年とかに会う機会ってなかなかありませんでした。保護者連れの小学生にちょっと会うというぐらいで、所員に聞いてもそういうことを聞いております。これから夏場になると、そういうことがあるかもしれませんけれども、今はそういう現状です。

5ページをご覧ください。昨年度の相談活動についてでございます。

相談件数については延べ1443件、実施相談数については60名、昨年と比べて減ったというふうに聞いております。内訳ですが、おおむね高校生が47%、中学生が30%、無職有職青年が13%になっております。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。その内訳ですが、やはり多いのが学校、学業ということで43%、それから就職仕事は24%、あとしつけ生活が9%、不登校は5%ということでかなり減っています。これもうち以外の機関に相談されているというケースがあるのかなと思っています。

また、相談は本人や家族だけでなく、少年と関わる学校、その他関係機関からも多く受けながら、やっぱりそこを支えていければと思っています。昨年度については学校に紹介してもらいましたとか、少年センターだよりを見て来ましたというケースが増えてきているようです。少年たちの困り事は一つではありません。学校のことで始まった相談が来所する中で、友人のことであるとか家族のことをやるとか、また自分自身のこともあり、来所ごとに

異なるケースも出てきています。相談を進め情報共有し、相談者によかったと思ってもらえるように次が進めるよう心がけております。

次に、8ページをご覧ください。無職少年の支援活動ですが、昨年度の支援対象者3名いましたが、3名とも無事就労を果たしているということです。今年度、現時点では無職少年の支援はありません。管内の中学校、高等学校に加えて、管外の高等学校の訪問も実施し、情報の収集に努め、就労を目指す少年の支援に努めていきます。

近年、なかなかすぐに成果があるということはないのと、公立学校に行っていてもう不登校になりかけて通信制に通うという生徒がいて、その生徒が支援で今来ているというケースもあります。

ただ、通信制に通うとレポート等の提出がありまして、学力的に厳しい子についてはなかなかという部分があるんですが、来ていただいたら教員身分の者もいますので、共にレポートを作成しているという状況もございます。

野洲守山を中心に現在35の支援協力企業にお世話になっています。そこに一覧がありますけれども、お世話になっている企業さんとも連携を深めているということでございます。

次に、9ページをご覧ください。有害環境浄化活動です。有害図書立入調査は、年間36回ありました。コンビニ書店等101店舗を調査し、有害情報から青少年を保護するために、県条例に基づいた販売、閲覧、陳列方法を確認しています。どの店舗もおおむね正しく陳列、販売をしていただき、最近では成人雑誌を置かない店舗も増えてきています。

また、J R守山、野洲の両駅にある白ポストからは大変多くのビデオやDVDが回収されております。回収後は両市の青少年育成市民会議を通して焼却処分をしております。

10ページをご覧ください。広報啓発活動については、年間6回発行の少年センターだよりやホームページ、公用車の職員による巡回活動、学校や関係機関での講座や説明、また7月、11月の強調月間に合わせた啓発品配布、それから管内全15小学校における薬物乱用防止教室、管内7中学校との合同活動として、中学生と少年補導員さんとの交流会を実施しています。

なお、詳細については14ページに記載しています。

次に、10ページ、11ページですが、不審者、地域情報について、湖南5市の少年センターが情報共有して情報提供しています。昨年度は38件で、うち管内については13件、事案別では盗撮がやはり多いです。盗撮、声かけの順に多くなっています。

次、12ページをご覧ください。少年補導員さんですが、今年度は委嘱年になりまして、昨年度末に退任された方に代わって新しく49名の方に委嘱をしております。守山地区48名、野洲地区40名の総勢88名の少年補導員さんが決まり、街頭補導活動を中心に熱心に活動していただいているところです。守山地区で2人欠員が出て、今、調整中ではございます。

また、そのOBの方である少年補導サポーターさんの活躍については、13ページに記載しています。今年度は18名の方々にお世話になっております。

14ページをご覧ください。昨年度は少年補導員さんと中学生との交流会として啓発活動を行いました。両市7中学校の代表生徒たちと市内の量販店にて啓発品を配りました。今年度は7中学校の生徒と少年補導員さんの交流会をというふうに、今、計画をしております。大体夏休み7月の末から8月末ぐらいまでで、地域の補導員さんと中学生が話をしながら交流を深めるということになっております。

15ページから17ページには事業活動報告を表にまとめておりますのでご覧ください。

次に、18、19ページをご覧ください。令和7年度の守山野洲少年センター活動指針について説明をいたします。基本方針は大きく代わっておりませんが、これから説明します活動方針の基盤として8項目を挙げていますのでご覧ください。

守山野洲少年センターという、その業務は相談機関、支援機関というイメージが多いんですが、それを含めて併設するあすくる守山野洲の業務を合わせて七つの業務がございます。それが次の活動方針の七つの項目ということで、一つずつ説明しますと、まず(1)立ち直り支援活動ということで、少年の自立を念頭に置いた計画的・継続的な支援を心がけています。本来、あすくるの対応するのは非行や様々な課題を持つ少年でありますけれども、ここ数年は反社会的な問題行動を起こす非行少年よりも、非社会的問題行動を起こす子どもたち、特に不登校とか、それからひきこもり等の子どもが多くなっているという現状がございます。

また、高校生年代の相談が増える中、地域の中学校との支援が途切れないよう、中学校、高等学校の連携強化と動向把握にも力を入れたいと思っています。

(2)で街頭巡回活動については、各地域の課題に即した活動を展開し、青少年の集まりやすい場所を重点的に実施することとしております。地域の子は地域で守り育てるというベースの下、街頭活動することによってその業務を果たそうと思っております。

(3)相談活動につきましては、これまでどおりの意識で相談業務を受け付けるとともに、積極的に役割を果たすように頑張りたいと思っております。野洲市のサテライトの開設については、先ほども申しましたが、野洲市の青少年や保護者の要望に応える相談業務の支援業務を行うことを目指しています。

(4)の無職少年の支援活動につきましては、現時点ではいませんが、有職の若者がなかなか仕事が续かず辞めてしまうというケースもあります。そのときは、しっかりと就労できるような支援をしていきたいと思っています。

(5)の環境浄化活動におきましては、大変地道な努力ではありますが、立ち入り調査や啓発活動、白ポストの回収等でフィルタリング率が上がったり、青少年に有害な図書を置く店舗が減ったりと大きな効果が出ておりますので、今後も続けていきたいと思います。

(6)の広報啓発活動につきましては、大麻をはじめとする薬物汚染の低年齢化の中、昨年は守山野洲市内全15校の6年生を対象にしました薬物乱用防止教室、今年度も「ダメ、ゼッタイ。」と否定するような活動をしていきたいと思っています。この2月に、仙台の高校生がオンラインゲームで知り合った人と外国まで連れ去られて、闇バイトという形で犯罪に巻き込まれるというケースがあります。滋賀県においてもこういうことがあるということ、この前県の生活安全課のほうで聞いていますので、これがどんどん低年齢化してくるとやはり心配な部分がありますので、その辺についての啓発もしていきたいと思います。

最後になりましたが、家庭、学校、地域社会、関係機関、関係団体がそれぞれの役割を明確に認識し、それぞれの関係機関と連携を密にとって行動できるよう、守山野洲少年センター、あすくる守山野洲が先頭に立って青少年の非行防止と健全育成に関する拠点としての役割を担って頑張っていきたいということで説明を終わらせていただきます。

【北脇教育長】 それでは、ただいま説明がありました報告事項①について、ご質問等はありませんか。

瀬古委員

【瀬古委員】 説明、ありがとうございました。一つお聞きしたいのですが、1ページの「あすくる」の支援状況のところでは、この中で21人の支援結果の状況は下の(6)支援状況結果ということですが、その中で終了、支援中止、継続という分類がされています。教えてほしいのは、この支援中止ですが、どういう理由で中止をしたのか教えていただけますか。

【北川守山野洲少年センター所長】 支援中止の女子1名については、大津管内に転居されたということで、大津のあすくるのほうを紹介しております。

あと、3名については、なかなか連絡が取っても取っても返ってこないということと、保護者の方がやっぱり消極的な部分もあったりして、一たんは中止ということで、相談があればまた再開するということで、ずっと去年半年から1年かけてなかなか連絡取れなかったということを聞いておりました。

ただ、中止にしたというものの、形上、書類では中止なんですけれども、また連絡があったら再度やるということで、その継続的なことで載せるというのであれば、どんどんそういう形が増えてきますので、今、実際、継続支援している子の人数を載せないといけないということで、そういう形を取らせてもらっています。

【瀬古委員】 はい、分かりました。ありがとうございました。

【北協教育長】 では、ほか質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、北川所長におかれてはここで退席されます。ありがとうございました。

では、次に報告事項②、令和7年第3回野洲市議会定例会議案質疑・一般質問の内容と答弁の要旨について、説明をお願いします。

田中部長、お願いします。

【田中教育部長】 教育部長の田中です。私からは報告事項の2点目、20ページからになります。令和7年第3回野洲市議会定例会議案質疑・一般質問の内容と答弁要旨についてということでご報告させていただきます。

議案質疑につきましては、今回はございませんでした。

一般質問に参ります。21ページになります。

田中議員からは、健全な子どもの発育のための座り方について、あたりまえを問い直すということで、ご質問いただいております。具体としましては、体育座りについてどのように扱われているかということでご質問がございました。

野洲市の校園では、長時間の体育座りを強制することはないということで答弁差し上げております。

また、体育座りについては、児童生徒の成長に悪い影響を及ぼす可能性があるということが指摘されておりますことから、体育座りを強制していることはないということでお答えさせていただいております。

また、22ページのほう、④でございますが、こういった時代にそぐわない考えや思い込みについて教育委員会としてどう考えるのかという質問がございました。

答弁といたしましては、今までの当たり前について疑問を持つことは非常に重要である。昔は当たり前だったことも時代とともに柔軟に変化させていきたい。今後も時代にそぐわ

ない考えを取り払い、一人一人に合った学習スタイルを充実させ、全ての子どもたちが生き生きと学んでいけるような学校にしていきたいと教育長からご答弁いただいております。

次に、木下議員から、1人1台端末を活用した児童生徒のケアについてというご質問がございました。

1点目、健康観察と教育相談の現状についてご質問がございまして、健康相談については朝担任が行う一斉の機会だけでなく、学校生活のあらゆる場面で担任や教諭、栄養養護教諭、教科担任、部活動顧問などが組織的に行っていますということでお答えさせていただいております。

また、教育相談につきましては、端末を利用いたしまして事前にアンケートを取り、より効果的な相談の機会とするということで、こちらのほうもご紹介させていただいております。

2点目、1人1台端末を活用した健康観察、教育相談システムについて今後の見解をとということで、端末を活用した健康観察の導入は現段階では検討していないとお答えさせていただいております。

3点目、心のケア対応について工夫されていることということで、答弁といたしましては、児童生徒のSOSを察知したときは、複数の関係教員でケース会議等を実施し、支援体制を取れるようにしていますとお答えさせていただいております。

4点目、不登校児童生徒のオンライン授業の現状と課題ということでご質問がございました。こちらにつきましては、児童生徒の状態に合わせて各家庭や別室でのオンライン授業で活用しているとご答弁させていただいております。

5点目、不登校児童生徒のオンライン授業の今後の見通しということでご質問がございました。こちらにつきましては、先ほどもお答えさせていただいたように、ふれあい相談センターだったり、各家庭での学習、あるいは学校の別室でのオンライン授業、こういったものを実施して学びの場を保障していますとお答えしております。

24ページです。ここでご質問がありましたのが、1人1台端末を活用しました小中学校の自殺対策の現状と課題ということでご質問がございました。この中で、学校主体で対応していくには限界があります。子どもを取り巻く周囲の大人が切れ目のない見守り体制を社会全体で構築することが必要ですとお答えさせていただいております。

また、併せて教職員の負担軽減、メンタルヘルスケアの充実など、対応する人へのケアも重要と考えますとお答えさせていただいております。

さらに、1人1台端末を活用した自殺対策の見通しについてということでご質問がございました。こちらのほうは1人1台端末の児童生徒が自殺や死に関わるウェブサイトを開覧することを制限する機能をつけておりますということでご答弁させていただいております。

続きまして、岩井議員から中学校部活動の地域移行の推移と課題・展望についてということでご質問ございました。

まず、働き方改革推進以前と以降ではどんな変化が見られたかというご質問がございまして、働き方改革が叫ばれ始めた頃から中学校の早朝練習がなくなっていくなど一定負担感の軽減があったとお答えいたしております。

アンケート調査、いわゆる実態調査でございしますが、数字を用いてご答弁させていただきました。平成30年度から昨年度の勤務実態について、各教員の超過勤務時数の平均について

は若干改善が見られております。また、80時間以上超過勤務を行った教職員の割合も以前は15%でありましたが、昨年度については6%と改善が見られているところだと答弁差し上げております。

また、その対策についてということでしたが、教職員に向けて毎年ストレスチェックを実施いたしており、その回答について専門機関で分析し一人一人にフィードバックを行っています。

また、学校ごとのストレス度を管理職に伝えて環境改善につなげているということでお答えさせていただいております。

また、昨年度に時間外勤務が2か月連続100時間を超える教員、この方々には必ず産業医面談を実施しているということで、その旨もお答えさせていただいております。

四つ目、中学校の運動部活動及び文化部活動の現況についてということで質問がございました。昨年度から部活動指導員を配置しておりまして、徐々にではございますが、顧問の先生が部活動を見る時間がないといった時間を確保する取組を進めております。

また、今後、どのように展開していくのかというところで、コーディネーターを配置して、その方に調整していただくということで準備を進めているところです。

また、この地域展開についての最も大きな課題という問いがございました。お答え差し上げましたのが中学生、やりたい中学生と各種団体、受け皿ですね、こちらのほうのマッチングするためのマネジメントが最大の課題であるということでお答えをさせていただいております。

26ページに参ります。具体策の検討についてということで、今回の補正予算でコーディネーター2名分の配置を補正予算として要求させていただいております。この方々にコーディネーターとして活躍いただきたいということでお話をさせていただいております。

一方で、部活動の指導をしたいという教員についてはどうなるでしょうというご質問がございました。こちらにつきましては、先生の希望によって希望される団体に登録していただいて、地元の地域クラブで活動していただくということもできるのでないかということで、これから協議を進めてまいるところでございます。

また、8番目ですが、これからの子どもたちに託す期待、メッセージということで、こちらのほうは市長に答弁ということでございましたので、市長からお答えいただいております。子どもたちの頑張りをみんなで支える野洲市の実現に向けて市として取り組んでいきたいということで市長からはお答えいただいております。

続きまして、27ページ、津村議員からは大きな質問を二ついただいております。

まず一つ目、小・中学校における働き方改革について。教員の働き方改革についてはどういう見解ですかということで、こちらのほうは教育長からご答弁いただいております。

まずは、抜本的な法改革が必要であるということで、それに続きまして休職事態を招く背景についてというところでご質問いただいております。こちらのほうにつきましては実数を上げて、令和5年度は4人、令和6年度は2人、令和7年度は現在で1人ということで、実人数4人であることをお答えさせていただいております。細かな理由は様々であり、一くくりに背景を分析することは大変難しいということではありますが、学生時代に描いてきた理想の教師の姿と現実と目の前にある課題との乖離が若い教員の精神疾患に原因につながっていることもありますとお答えいただいております。

三つ目、教職員が休職することに伴う学校運営の支障についてということで、見解をというご質問がございました。地域の学校ということで学校づくりを進めており、学校運営の支障が最小限になるよう、みんなでカバーしておりますということでお答えしております。

28ページに参ります。学校全体のウェルビーイングの確保、行動についてということで、教職員が幸福感を感じながら働けることを意識した改革が必要ですよということでお答えさせていただきます。

また、先ほどの休職者の代替教員の引き継ぎ対応でということでしたが、制度上、産育休を除きまして引き継ぎ時間を含めた任用はすることができないということでお答えしております。

七つ目になりますが、教員が子どもたちにとってどういった存在であるべきかというご質問をいただいております。これにつきましては、先生方、教員というより1人の大人、1人の人間として子どもにいい姿、かっこいい生き様を見せられるような教員が1人でも多くこの野洲市内の学校で育ってくれることを願っておりますとお答えいただいております。

二つ目は、熱中症対策として冷水機の設置ということでご提案みたいな形で質問がございました。

まず、救急処置が必要となった児童生徒がいなかったかという問いがございましたが、保健室に外室する児童生徒はおりますが、保冷や経口補水液の補給、涼しい場所の休養等で回復しているケースがほとんどですよとお答えしております。

また、熱中症対策、水分補給の環境整備ということで、子どもさん自身で飲まれる水分を水筒等でお持ちいただいておりますが、学校でも予備のペットボトルを準備しております、もし子どもたちが持ってきた水分がなくなった場合には提供しておるということでお答えしております。

小中学校に冷水機を設置することについての見解という問いでございました。冷水機はご存じのように不特定多数の人が飲み口に近距離で利用するなど、衛生面や感染対策面で懸念がありますということでお答えしております。

次に、29ページ、村田議員から大阪・関西万博についてご質問がございました。こちらですが、関西万博には行かないのかというご質問がございましたので、野洲市内での小中学校では万博に行く予定の学校はありませんとお答えしております。

2点目の問いで、断念した理由について二つお答えしております。1点目は、来場者が多く児童や生徒の管理が不十分になることが懸念されること、二つ目は学校におけるカリキュラム上の問題ですよということでお答えしております。また、県の費用負担、チケット代金は県から負担されるということで児童生徒さんには既に周知をさせていただいておりますが、県の費用負担があるならなおさら行くべきではという議員のご質問でございました。先ほど申しましたように、チケット代金はと県でご負担いただくのですが、それ以外の費用、バスの借上げ代であったり駐車場代金等は学校保護者の費用負担となってしまいますので、野洲市では学校で万博へ行くことはないということでお答えさせていただきます。

また、滋賀県では「滋賀体験の日」ということを設けておりまして、野洲市でもその制度を使いまして学校を休んで家族と万博に行く場合には欠席扱いしないということで、そちらの周知も図っておりますことから希望者は行きやすいようにしておりますとお答えしております。

次に、服部議員ですが、食の安心、安全にかかる諸問題についてということで、米価の高騰を中心にご質問がございました。

こちらにつきましては、学校給食において地元産の米や野菜を使用していると認識しているが、その目的と使用状況ということでお話がございました。食に関する指導の生きた教材として活用しているということで、地元産の米、野菜を使用しておりますことと、それからお米につきましては100%野洲市産のお米、また野菜全体では約6.2%というふうにお答えしております。

2番目、残飯の量と発生原因ということでご質問がございました。令和6年度の年間の残食率でお答えしております、中学校で13.9%、小学校で9.9%、幼稚園で12.7%、こども園で7.8%と数値をお答えしております。

その発生原因としては、大きなものとしては子どもたちの好き嫌い、あるいは高学年になるほどダイエットで食を控える部分があるのではないかとお答えしております。対策といたしましては、保護者や児童からレシピの事例を募集しておったりとか、あるいは親子教室を実施いたしておりますということでお答えしました。

また、毎月ゼロのつく日に残食ゼロの日と、10日、20日、30日なんですが、定めまして子どもたちの好きなメニューを献立に多く取り込むなど工夫をしております。

学校給食無償化への考え方というところでしたが、こちらのほうは学校給食の提供を継続するために必要な費用負担と考えておりますということでお答えしております。

また、学校給食が無償化になった場合、地元産の米や野菜を継続して使用することができるのかというご質問がございました。学校給食費の有償無償に関わらず、安心で安定した給食の提供に引き続き努めてまいりますとお答えしております。

32ページのほうに参ります。橋議員からのご質問でございました。通知表の廃止についての考えはということで、こちらから教育長から答弁いただいております。通知表を廃止することは現時点では考えていないとお答えをいただいております。

石川議員からは、希望ヶ丘線、希望ヶ丘文化公園あるいは花緑公園が来園者数が増加しておるということで、それに絡めての質問で、銅鐸博物館の年間来館者数というご質問がございました。こちらのほうは田中から令和6年度の来館者数は年間8,136人でしたということでお答えしております。

その後に市長から答弁いただいておりますが、銅鐸博物館について今後の利活用をどうするのかご質問が石川議員からありまして、その部分で市長からは、観光の視点を取り入れた活用の在り方について教育委員会で検討していると聞いているとお答えをいただいております。博物館という枠にとらわれない斬新な発想でこの施設を活用、活性化し、エリアとしてのにぎわいを創出していきたいと、このように市長からご答弁していただいております。

以上一般質問の答弁の報告とさせていただきます。

【北脇教育長】 ただいま説明がありました報告事項②について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和7年度第1回野洲市教育振興基本計画策定委員会の結果について、説明

をお願いします。

川崎次長、お願いします。

【川崎教育部次長】 教育部次長の川崎です。報告事項の③、令和7年度第1回野洲市教育振興基本計画策定委員会の結果につきましてご報告させていただきます。

6月2日に第1回委員会を開催いたしました。委員長には兵庫教育大学の大野裕己様、副委員長には京都橘大学の佐敷恵威子様が選任されました。

次に、35ページになりますが、策定委員会の開催スケジュール案をお示しいたしました。策定委員会は年3回の開催を予定しております。

37ページから39ページは、第3期計画で取り組んでまいりました施策について、目標ごとに主な成果と課題についてまとめております。

また、40ページから71ページでは、資料編といたしまして32の個別施策の取組成果と課題をそれぞれ記載させていただいております。

なお、文化、生涯スポーツに関します施策につきましては、市長部局へ令和5年度に移管していることから、これに該当するまとめと資料編の個別施策につきましては取組成果のみを記載し、課題については除外しております。

次に、72ページから85ページは、第4期計画の策定に当たっての計画策定の趣旨や位置づけ、86ページから93ページでは、野洲市の教育をめぐる状況と第4期計画での優先的に取り組むべき施策案についてお示しをいたしました。

最後に、96ページから98ページ、小中学生へのアンケート調査をする予定であることをお伝えさせていただきました。委員の皆様からは、施策の取組のよかった点をもっと伸ばしていただきたい、大事にしてきた取組を継承してほしいといったご意見がある一方、保護者や学校、コミュニティスクールと保護者の関係がどう結びついていくのか整理しながら考えていくこと、また不登校や行きしぶりのある子どもをどうしていくのか、学校とどうつなぐのかなど、次期計画に向けてご意見をいただきました。

また、今回のアンケート調査内容につきましても、別途ご意見をいただきましたので、委員長様などにご意見を伺いながら、現在、修正をしているところです。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

【北脇教育長】 ただいま説明がありました報告事項③について、ご質問等はございませんか。

瀬古委員、お願いします。

【瀬古委員】 この教育振興計画は、この前の総合教育会議で市長さんにも申し上げましたが、まずは教育大綱があって、その趣旨を踏まえて教育振興基本計画を策定していくものだと思うのです。すでに第1回の策定委員会が開催されています。7月に総合教育会議で教育大綱について協議されることになっていますが、本来はそれが基本計画より先に行われるべきだと思うのです。

それはともかく、第1回目の策定委員会は第3期計画の総括が議題の一つとなり、今、口頭で説明があったように、委員さんからのこういう意見がありました。これから我々も第4期計画の素案を協議していくと思いますが、やはり第3期計画をどのように総括をして、市長さんの選挙公約に基づいて策定される教育大綱も踏まえて第4期計画が策定されるべきだと思うのです。今日の報告事項の議題は第1回策定委員会の結果ですから、どういう具体

的な意見があったかを資料整理したうえで、本来は定時されるべきだと思うのが一つです。

それから、いくつかお聞きします。資料としては成果と課題を項目として上げられています。気になったところを申し上げたいので、それに対する意見を聞かせていただきたいです。

まず、資料の45ページ、主な取組の成果のところ、気になるのは②のALTの配置がされたことで国際理解教育や外国語活用の充実につながりましたと、このように書かれているのですが、これはちょっと書きすぎではないかと思います。ALTが配置されたのは今月です。先ほどの教育長のお話だと、5月29日に派遣契約をした会社が挨拶に来られたということです。我々もずっと前からALTの導入を要望してきて、やっと予算がついたという緒に就いたばかりです。しかし、すでにALTの配置で成果がありましたと書かれるのはどうかなというのが1点。

それから50ページの学校司書についても、今年度からようやく1名配置がされたわけですが、野洲市は、確かに1名は予算化されましたが、他市と比べると全く遅れています。隣の守山市は7人も配置されています。そういうことからしても、学校司書の記述が乏しいと。学校司書は大きな課題の一つであって、第4期計画で重点事項にも入ってもいいと思います。これは野洲市の児童生徒の学力を向上させていくうえで、問題を深く理解してそれを表現する読書力は大変大事なことで、学校司書は非常に大きな役割を果たすと思うのです。それが2点目です。

それから、86ページから野洲市の教育をめぐる状況ということで1から1, 2, 3となっていて、4の「生涯学習をめぐる状況」までは状況についての記述がされているのですが、5からはトーンが違うのです。「持続可能な社会の推進」や6の「ウェルビーイングの向上」は、状況ではなく、これからの取組が書かれているので、この記述がどうかと。これが3点目です。

それから、94ページで、第3期計画の重点的に取り組むべき施策の柱建てと、95ページに第4期計画で取り組むべき施策案が書かれていますが、これを見比べると、施策2の食育の推進が削除されています。先ほどの部長さんの6月議会質疑での説明の中で、服部議員さんも質問されていますが、給食も含めて食育の推進というのは大事なことだと思うのです。なぜこれを第4期計画の重点的に取り組むべき施策の柱建てから消したのかを教えてくださいと思います。

以上4点についてお答えいただきたいと思います。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長・小寺でございます。

まず1点目、ALTのことですけれども、瀬古委員のおっしゃるとおりです。この間から入ったところで、このような書き方はふさわしくないと思います。確認不足で、このような書き方であったということが確認できておりませんでしたので、ここは適切な表現、ALTについては今後のことというような認識で書き換えをしたいと思います。

学校司書につきましても非常に学校さんも喜んでおられますし、いい方向に行っているなという感じがあります。50ページのほうに読書活動のことがありますので、そこら辺とうまいこと合わせながら書いていきたいというふうに思っています。

【川崎教育部次長】 教育部次長の川崎です。

93ページにつきましては、瀬古委員おっしゃっていただきましたように、ちょっとトーンが違うということですので書きぶりを考えさせていただきたいと思います。

それから、95ページのところです。食育推進を大きな施策としては省かせてはいただいたんですけれども、こちらにつきましては基本的な生活習慣の形成と社会性の育成のところで今のこの食育に関しましては具体的な施策として書かせていただいていたきたいなということだと思います。

【瀬古委員】 1点目の答えがなかったのもう一度言いますと、策定委員会の結果についてということなので、策定委員会でのやり取り、例えば社会教育委員会議の結果については委員さんの意見等、毎回細かく記述されています。図書館についても同じです。策定委員会に提示した資料だけが添付されていて、肝心のやりとりの結果が添付されていない。当然テーブル起こし等されていると思うので、もう少し具体的に我々に提供していただけると、7月の総合教育会議なり、9月の第4期計画の素案協議の参考になるのではないかと思います。

それから、ALTはそういうことですが、学校司書、これはなぜ申し上げるかというと、この第4期計画の中に力強くそれを記述しておかないと、今後予算要求していくうえでも計画に書かれていないのに要求するというのは迫力がありませんから、第4期計画に子どもの読書活動の推進の中で学校司書の充実を図っていくことをきちっと記述する必要があると思います。

【川崎教育部次長】 教育部次長の川崎です。

本日、委員おっしゃるように、準備しておけばよかったのですが、ちょっと準備できておりませんので、まとめさせていただいて改めてご提示させていただけたらと思います。

【瀬古委員】 それではよろしくをお願いしますね。

【北協教育長】 では、ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項④、令和8年度国県要望について説明をお願いします。

川崎次長、お願いします。

【川崎教育部次長】 教育部次長の川崎です。

報告事項の④、令和8年度国県要望について、教育委員会から三つの項目につきまして要望事項を取りまとめさせていただきましたので、報告いたします。今回、新規要望したもののみ説明をさせていただきます。

なお、今年度は8月8日に県庁へ要望書の提出にお伺いさせていただく予定をしております。

まず、112ページの㊸学校教育を充実させるための制度改革については、学務課から要望するものです。まず(1)、継続ではございますが、その中で新規事項といたしまして教員不足、働き方改革に対する緊急対応中、④欠員・非常勤講師の年間任用では、現在学期ごとの任用であるため、夏季休業中は健康保険が切れることが雇用の弊害になっていることから、非常勤講師の通年任用を要望するものです。

次に、(2)インクルーシブ教育に向けての環境整備では、近年、身辺自立ができない児童生徒が地域の学校を選択されるケースが増えていますが、コーディネーターの人数など受入れのための環境整備が不十分であることから、支援学校と同程度の人員体制の配置など

を要望するものです。

次に、(4)プール集約化に伴う財政的支援措置では、国の補助制度であります学校施設環境改善交付金の補助対象事業に、民間プールの施設利用料や移動のためのバス借上げ料などを補助対象事業とするよう、国への要望を求めるものです。

なお、114ページから115ページ、⑳の学校を核とした地域力強化プランの推進については生涯学習課から、また116ページから117ページの㉑文化財の保存活用の推進については文化財保護課からの継続要望です。

以上、報告とさせていただきます。

【北協教育長】 では、ただいま説明がございました報告事項④につきましてご質問等はありませんか。

瀬古委員、お願いします。

【瀬古委員】 確認の意味でお聞きしておきます。

先ほどの議会の質問の中で、公明党の津村議員の質問に対しての答弁です。27ページの小中学校における働き方改革については、教育委員会としては様々な努力をしているが、その努力には限界があり、抜本的報改革が必要だと、このように答弁をされています。この答弁に対する答えとして、この112ページの提案要望の(1)教育不足、働き方改革に対する長期対応の要望をすると理解していますが、確認をさせていただきたいと思います。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長・小寺でございます。

答弁の中身を受けてこれをつくったというわけではございませんが、この中長期的対応につきましては、昨年も同じ内容で要望している内容ですので、これは直接県がというよりは、国県要望ですので県を通して国に働きかけていただきたいという内容ですので、そういった働き方につながるような要望であると認識をしておりますので、関連はとともあると思っております。

【瀬古委員】 私も細かな対応の積み上げというのには限界があると思うので、やはり抜本的な法制度、制度改革をやらないと教職員の働き方改革は大きく進まないと思いますので、ぜひともしっかりと要望していただき、教職員の働き方改革につながるように、よろしくお願いしたいと思います。

【北協教育長】 では、そのほかございませんか。

はい、南出委員。

【南出委員】 まず、113ページの現状、取組状況から等の(1)の①、若手の講師が採用となり70歳前後の講師が多くなってきたというのは、若手の講師の方が正規採用されたからということですか。

あともう1点が、70歳前後の講師の方が多くなってきたというのは、講師の先生というのは私が知る限りでは、学校の先生が電話をかけて直接依頼をされていると思います。そのときに、70歳前後の方だと受けてくださる率が高くなったということでしょうか。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長・小寺でございます。

おっしゃるとおり、採用倍率が非常に低くなってきて、これまでずっと受けておられた20台後半とか30代などなかなか通らなかった方も含めて、割と通りやすくなってきたというところで、今まで20代、30代、割とたくさんいたところがそういった方がどんどん採用されるというような状況です。

教員になれるのは60歳までですので、それ以降の方は試験を受けることはできません。その中から探すということと、それから定年延長とか、再任用制度がありまして65歳までは正規教員として働けます。それ以降は講師として働くという道がありますので、そういった方々が割と多くなってきたというようなところで、このような書き方になってきたというところですよ。

【南出委員】 はい、ありがとうございます。

そうすると、正規職員で若手の方から65歳ぐらいの方が今までよりは増えているはずだけれども、それでも不足しているという現状だということでしょうか。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長・小寺でございます。

ちょっと正確な分析、お話ができないんですけども、そもそも教員のなり手が少ないというところで、講師の方がそんなに変わらない状態で新規採用が行われると、講師がたくさんいるという状態ですけども、結局、今まで講師だった方が正規職員になられたので、講師探しの難しさというのは、今までとそれほど変わらないという形になります。

ですので、もちろん20代後半から60歳までの方々が採用されるということはあります。その正規職員が増えたけれども講師探しというものが楽になったというわけではないというのと、もう一つの原因はやっぱ産育休が非常に増えてきたと。若手を多く採用しますので、2校目ぐらいになると本当にたくさんの産育休、それから男性育休の取得も推進されているというところで年度途中だとか短期間の講師が増えているということになります。

【南出委員】 ありがとうございます。

⑥番の教員の質の低下とともに年度中途退職の増加しているとのことですが、令和6年度野洲市でも中途退職された方はおられたのでしょうか。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長・小寺でございます。

昨年度につきましては、若手教員が2名途中で辞めました。もう一人若手で、年度途中ではないんですけども、3月31日付で辞めるという者もありました。それが1名ですから合計3名です。

【南出委員】 ありがとうございます。

そうすると、令和7年度の3月の人事異動では、この3名の方を踏まえて県から野洲市に配属される方は3名おられたのか、もしくはその分は例えば先ほどおっしゃったように講師の先生で賄うということになるのか、どちらになるのでしょうか。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長・小寺でございます。

これまでの安定した時期といいますか、ルール上では、年度途中退職につきましては欠員で行くというのが県の方針でしたけれども、採用数を増やさないといけないということで非常に採用数が増えてきました。そうすると、今までそういった部分も含めてその採用した方は必ず埋めて、どこかに配置しなければなりませんので、そこに回ってくる可能性があるということで、基本的には昨年度よりも欠員数は野洲市については小中とも減っておりますので、埋めていただいたというような形になります。

【北脇教育長】 よろしいでしょうか。

【南出委員】 はい。

【北脇教育長】 では、ほかございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、令和7年4月度定期監査の結果について説明をお願いします。

川崎次長、お願いします。

【川崎教育部次長】 教育部次長の川崎です。

報告事項の⑤、令和7年4月度定期監査の結果についてご報告いたします。

令和7年4月24日に、生涯学習課、文化財保護課を対象に監査が行われました。その結果につきましては、いずれも全般を通じてその処理状況は適正と認められました。

以上、報告させていただきます。

【北協教育長】 では、ただいま説明がありました報告事項⑤についてご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、職員の任免等について説明をお願いします。

川崎次長、お願いします。

【川崎教育部次長】 教育部次長の川崎です。

報告事項の⑥、職員の任免等につきまして報告させていただきます。

今回は新規採用者、退職者はございません。

次に、職員の許可承認等につきましては、正規職員の営利企業等従事許可承認が2人、育児休業復職承認及び部分休業承認が1人、計3人の承認を報告するものでございます。

許可の期間等につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

【北協教育長】 ただいま説明がありました報告事項⑥についてご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、野洲市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付要綱の制定について説明をお願いします。

堀所長、お願いします。

【堀ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの堀です。

報告事項⑦といたしまして、私からは前回の定例会でもご質問をいただいております野洲市フリースクール等利用児童生徒支援助成金の交付要綱が制定されましたので、報告をさせていただきます。

なお、決裁の関係で一部変更がございましたので、お手元の差替え版のほうをご覧ください。

主な変更点といたしましては、認定施設という文言がフリースクールという文言になっております。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

内容といたしましては、第1条で、まず趣旨を示した後、助成の対象者や助成対象経費、助成額、そしてフリースクールの認定基準などについて示しております。

6月の補正予算として正式に議会でお認めいただいた後は、この要綱に基づきまして助成

金の交付を効果的に進め、本市の不登校児童生徒とその保護者の支援に努めていきたいと考えております。

以上です。

【北脇教育長】 では、ただいま説明がありました報告事項⑦についてご質問等はございませんか。

瀬古委員、お願いします。

【瀬古委員】 一つ教えてほしいのですが、第2条のフリースクールの定義です。これは第15条の規定により市長が認定した施設等をいうとありますが、15条は(1)(2)(3)(4)とあって、1から3までの資料を添えて市長に提出するということですね。例えば施設のパンフレット、契約約款の条項、フリースクールの指導者の資格を証する書類、こういうものを(4)でその他市長が必要と認める書類。こういう資料を提出すればフリースクールに、つまり補助対象の施設になるということですが、その他市長が必要と認める書類というのはどのようなものが考えられるのでしょうか。教えていただけますか。

【堀ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの堀です。

(1)(2)(3)でおおむね認められるかなとは思いますが、万が一、その資料等、詳細をもう少し知りたいとなった場合に、こちら側からもう少しこの辺りの資料を追加でお願いできますかというときのために、(4)の規定が設けられております。

【瀬古委員】 要するに申請書にその書類を添えて提出すれば、それだけでいいということですね。市長がフリースクールとして認定する要件というのがもうひとつはっきりしないような気がするのですが。

【堀ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センター・堀です。

15条の前の14条のところに、フリースクールの認定基準というものがございまして、そちらに3号条件が載っております。そちらの1のところでは、不登校児童生徒の社会的自立を目指して開業時間内に学習支援等を行う施設であるということ。(2)につきましては、在籍学校と連携することができる施設であるということ、そして(3)につきましては、個人情報を守ってくれるという施設であること、この三つを大きな要件としております。

【瀬古委員】 分かりました。こういった認定基準を満たしているかどうかを判断するために、その15条の関係書類を提出する、そういう建付けにしているということですね。

【堀ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センター・堀です。

おっしゃるとおりで、様式の第9号のほうで、フリースクール認定申請書というものがございまして、こちらに第15条に掲げられております添付書類を添えて市のほうへご提出をいただいて、そして市のほうで審査といいますか、確認をさせていただくということでございます。

以上です。

【瀬古委員】 分かりました。

【北脇教育長】 では、そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に日程第6、その他事項に移ります。何かございますか。

では、早田館長、お願いします。

【早田野洲図書館長】 図書館の早田でございます。図書館からは2点お知らせでございます。

まず、1点目は夏の移動図書館は特別版です。毎月第3金曜日にアルプラザ野洲のサービスセンター前で移動図書館を実施していますが、7月、8月についてはセントラルコートをお借りすることができましたので、そちらで利用啓発、新規の登録キャンペーンも併せながら大きなスペースで移動図書館を実施いたします。

特に、お盆時期の8月15日金曜日につきましては、小さなお子様も参加できるような形で工作遊びも実施し、楽しく図書館を体験していただけたらと考えております。

もう1件は、7月26日土曜日に毎年恒例でございます「化石とあそぼう」です。今回で第13弾目ということで、今年は恐竜の化石とアンモナイトの化石について羽島俊男先生よりレクチャーいただくということを企画しております。昨年度までは申込不要としていましたが、昨年開催しましたところ、お部屋の定員が100名のところを150名を超える方が集まってしまったという反省がございましたので、今年は事前申込制という形にさせていただいております。当日に来られた方については柔軟に対応しながら、楽しいイベントにしていきたいと考えております。

図書館からは以上です。

【北協教育長】 では、ほかには。

大岡館長、お願いします。

【大岡歴史民俗博物館長】 失礼いたします。銅鐸博物館の大岡でございます。

私からは弥生の森体験学習というチラシについてでございます。こちらにつきましては、毎年夏休みに開催しているものでございますが、通常、土日祝日のみ実施しているもので、夏休みに入ります7月19日から8月いっぱいに関しましては、毎日させていただこうというので周知をいたしたいなというチラシでございます。

ただ、休館日についてはお休みをさせていただくということになっていまして、ご覧のような八つの体験メニューをご用意させていただいています。

裏面に行きまして、同時に夏休み、一番上に書いていますように、竹工芸作家・杉田静山さんの世界ということで、こちらは文部科学大臣から旭日双光章を受けられ、その年にお亡くなりになってしまったんですけれども、いろんな作品を寄贈いただきましたので、そちらについて展示をさせていただこうと考えているところでございます。

真ん中辺になりますけれども、夏休みクイズ&スタンプラリーというものがございまして、こちら乳幼児を対象としてクイズを4問ほどつくりまして、各展示会場の入り口にそれぞれ用意して答えていただこうというもので、体験学習は結構人気がございますので、そちらの待ち時間解消対策としても有効な手段と考えております。

一番下なんですけれども、「こんにちはドウタクくん」と書いていますが、こちらにつきましては、この3日間、土曜日に限りドウタクくんを登場させようというふうに考えております。こちらを全小学校の児童生徒に1枚ずつお配りさせていただきたいと思っていまして、7月の初旬には各小学校に持っていこうというふうに考えてございます。

以上がこちらのチラシの説明でございます。

それと、もう1点ご報告なんですけれども、チラシも何もございませんが、当館の弥生の森には推定2000年以上前の植物、大賀ハスというのがあります。これを3坪程度の人工池で

栽培しておりまして、実は先週の土曜日21日に初めて一部開花いたしまして以降、順次、4輪、5輪咲き始めておりますので、7月中旬まで楽しめるということでございますので、お時間ございましたらぜひ足を運んでご覧いただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、銅鐸博物館です。

【北脇教育長】 はい、ありがとうございます。

続けて、福永課長、お願いします。

【福永文化財保護課長】 文化財保護課の福永です。

日程次第にはございませんけれども、私ども文化財保護課から行事と別に2点、チラシをつけさせていただきました。

まず1点目、ブルーのチラシのほうですけれども、これまでこの定例会でもたびたび報告させていただきましたが、野洲市文化財保存活用地域計画の策定の取組を当時から始めておりまして、来月の7月下旬に行われる国の文化審議会の答申を受けて問題がなければ、文化庁の認定を受けることができるということで進めさせていただいています。その補助事業の一環メニューの中で、策定後の計画を周知するために、シンポジウムを開催するというメニューがございますけれども、それを利用、活用させていただいて、私どもでもシンポジウムを開催させていただこうということです。計画の内容は、非常に多岐に及んでおりますので、シンポジウムのテーマとしましては、祭り、無形文化財を一つの主題に挙げまして、昨今、三上のずいき祭、国指定の重要無形文化財ですけれども、地域での継承が非常に課題となっております。通常10月に行われる一月前のタイミングで発信をしていって、皆さんにその意義や課題等をいろいろ知っていただきたいという内容でシンポジウムを開催させていただきます。8月31日の午後、会場は野洲文化小劇場で予定しております。

それと2枚目、横の黄色のチラシですけれども、国史跡永原御殿跡で毎年、夏休みに開催させていただきます発掘調査体験教室、小学校5年生以上の方を対象に、昨年度は2日ですけれども、今年度は3日開催させていただく予定で進めさせていただいています。例年、夏休みの時期、非常に暑いのでなかなか暑さ対策ですとか参加者の方々の体調とかいろいろ問題があったところなんですけれども、今年度からちょっと涼しい時期にやろうではないかということで、9月7日、そして14、15の3日間開催させていくという内容でございます。こちら発掘調査の取っかかりの作業を体験させていただく中で、年度末には成果が上がりましたら、また現地説明会等開催させていただく段取りというところで取組を進めているところです。

文化財保護課からは以上です。ありがとうございます。

【北脇教育長】 ほかよろしいでしょうか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、7月定例会は7月23日水曜日午後1時30分より、人権センターで開催しますので、よろしくお願いします。

次に、8月定例会についてお伺いをします。8月定例会は8月19日火曜日午後1時30分より、人権センターで開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ご異議ないようですので、8月19日火曜日午後1時30分より、人権センターで開催しますので、これもよろしくお願いをいたします。

 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

—— 了 ——